

国立市立国立第八小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようになることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめに関する授業」の実施 道徳授業の充実 「ふれあい月間」の実施 弁護士等を活用した法教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な「学校生活アンケート」の実施・分析・活用 全教員による日常的な校内巡回 相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急全校集会 発達段階に応じた内容説明 いじめをやめさせ、再発防止のための指導 スクールカウンセラーによるケア
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	<ul style="list-style-type: none"> 「おもいやり言葉運動」「あいさつ運動」の実施 「いじめ防止標語」 スクールカウンセラーによる5・6年児童全員面接 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの確実な発見（児童の実態把握） 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析の活用 	<ul style="list-style-type: none"> いじめを受けた児童の安全確保とケア いじめを伝えた児童の安全確保とケア 加害児童とその保護者に対するサポートとケア 学校・学級復帰に向けた集団作り スクールソーシャルワーカーによるケア
教員の指導力の向上と組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ対策委員会の設置 学校いじめ防止基本方針の策定 いじめに関する校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化 全教員による校内巡回を通じた子供の観察 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会への報告と連携 関係機関との連携 被害児童の安全確保と心のケア 加害児童の理解とサポート
保護者・地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会への基本方針説明 保護者・地域の方々との連携による児童の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への情報提供 保護者・地域の方々との連携による上下校時の見守り 児童館や学童クラブとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策緊急保護者会の開催 学校評議員会・八小地区育成会等の活用 民政・児童委員との連携

学校でのいじめ防止等のための組織

国立第八小学校いじめ対策委員会

校内推進組織

*学期1回以上年4回、定期的に開催

校内におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織

- 管理職
- いじめ問題対策推進担当者
- 養護教諭 ○学年ブロック担当者
- 生活指導部員 ○S C・S S W



保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携したいじめ問題解決に向けての取組組織

- 学校評議員会
- 青少年地区育成会
- 民生・児童委員等